

提言に対する改善報告書

大学名称： 中 央 大 学 (評価申請年度： 2009 年度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	教育内容・方法 (1) 教育課程等
	指摘事項	学芸員課程、社会教育主事課程、司書課程・司書教諭課程に対する全学的体制の整備が進んでおらず、対象資格の制約や実習授業の閉講などの問題が生じているので、改善に向けた検討が望まれる。
	評価当時の状況	学芸員課程、社会教育主事課程、司書課程・司書教諭課程については、2002年度より全学部の学生に対して広く学習の機会を提供しているが、その主たる対象が文学部の学生であることから、これら各資格課程の運営に関しては文学部教授会の下に設置されている「資格課程運営委員会」が担っている状況であり、各資格課程における教育の更なる充実を図るためには、文学部以外に設置される科目の有機的な活用も視野に、全学的な運営組織の構築を志向する必要もあった。
	評価後の改善状況	<p>学芸員課程、社会教育主事課程、司書・司書教諭課程に係る運営体制のあり方については、2010年から学内において設置に向けた準備が進められてきた「全学連携教育機構」（2013年4月設置）への移行も視野に入れ、資格課程運営委員会において検討を行ってきたが、当面は文学部のもとでの運営を継続するとの判断に至っている。</p> <p>学芸員課程、社会教育主事課程、司書・司書教諭課程における設置科目は、①文学部内の各専攻の設置科目を資格課程科目としても活用しているものと、②当該資格の取得要件の充足を目的に文学部の専攻から独立して科目を設置しているものとに区分されている。全学連携教育機構は、全学部に共通する教育プログラムの運営を担う組織として位置づけられている。そのため、個別の学部が設置する科目やプログラムについては運営対象としていないことから、仮にこれら資格課程の運営が同機構に移行した場合、②に区分される科目については同機構による設置・運営となるものの、①に区分される科目については引き続き文学部による設置・運営となる。その場合には、教育課程編成や授業編成等の資格課程運営に係る主要な事項について異なる組織による意思決定を二重に行うこととなり、明確な責任主体のもとで一貫性のある課程運営を行うことが困難となることから、資格課</p>

		<p>程運営委員会としては、これら資格課程の全学連携教育機構への移行について現状では困難であるとの結論に至っている。</p> <p>しかしながら、これら資格課程教育の更なる質的向上を図っていくにあたっては、社会の要請や履修者の関心の広がりに対応した開設科目の一層の充実や、実習先機関の拡大および実習実施にあたってのきめ細かな対応等の取組みを今後も継続して行っていく必要があり、文学部のリソースのみでは十分な対応が難しくなることも想定される。そのため、資格課程運営委員会では各資格課程の掲げる教育目標を具現するにあたり適切かつ安定的な運営体制の構築に向けて、各資格課程を主として支える文学部内の各専攻との連携を密にとりながら、全学連携教育機構への運営体制の移行も視野に入れつつ、今後も継続して検討を行っていく予定である。</p>
2	基準項目	教育内容・方法 (1) 教育課程等
	指摘事項	<p>商学部における導入教育の一環として、「高大接続」の各種のプログラムを実施しているにもかかわらず、近年の参加者数は低迷しているため、改善に向けた検討が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>商学部では、高校生に大学の授業を受講する機会を提供することによって「学習意欲の向上」「進学目的の再確認」「高校での学習深化」を促すことを目的としており、①協定校（首都圏の総合高校5校）等に授業を提供するキャンパス・インターシップ・プログラム、②高校生を科目等履修生として公募する Higher Education チャレンジ・プログラム、③東京・多摩地区の高校生を聴講生として受け入れるチャレンジ・キャンパス・プログラムから成る『高大連携教育プログラム』と、「東京コラボレーション（TC）・プログラム」、「東京アカウンティング（TA）・プログラム」および「岐阜アカウンティング（GA）・プログラム」の3つのプログラムから成る『高大接続教育』、さらには、本学附属高等学校2校（中央大学杉並高等学校、中央大学高等学校）を対象に、商学部の授業科目を出張授業で提供する『高大一貫教育』、によって総合的な高大連携・接続・一貫教育を展開している。</p> <p>その一方で、これらのプログラムについては、体験授業希望校や希望者の減少等といった問題が生じているほか、特定個人に負担が集中しないような配慮を払っているものの、担当教員における時間的・精神的負担が大きくなっており、高大連携、高大一貫を含む高大接続教育全体の見直しを、商学部が取り組むべき事業計画の1つの課題として位置づけ、高大接続教育等に関する委員会、教務委員会などで検討を進めていたところであった。</p>
	評価後の改善状況	<p>本指摘事項に関し、商学部においては、2010年度から学部における重要課題として位置づけていたものの、学部カリキュラムに係る検討を優先していたことから、具</p>

	<p>体的な対応は 2012 年度から着手したところである。まず、2012 年 4 月 24 日の教務委員会において、高大接続教育全体について現状の確認および分析を行い、今後における高大連携の方針とスケジュールについて審議した。その結果、商学部の高大接続教育は、これまで文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」(2004 年度)に採択されるなど、他大学における取組みのパイロットケースとしての役割を担ってきたが、近年では、高校からの依頼に基づく出張講義が一般化してきていることに加えて、大学の授業を体験する取組みについて高校側のニーズも変化してきていることから、高大接続教育を構成する「キャンパス・インターンシップ」「東京コラボレーション・プログラム」「東京アカウンティング・プログラム」の 3 つの取組みについては、具体的な見直し方針とスケジュールを定め、これを商学部高大接続教育等に関する委員会、商学部委員会、教授会において審議・承認し、その改善を図ることとした。</p> <p>具体的に、キャンパス・インターンシップについては、協定を締結した 6 校中 5 つの高校からの受講申込がほとんど無い状況に鑑み、各高校との合意が得られれば 2012 年度を以て終了とする方針で、2012 年 5 月から各協定校と協定終了に向けた協議を重ね、その結果、全協定校から取組みの継続を希望する申し出がなかったため、2012 年度をもってプログラムを終了した。</p> <p>また、東京アカウンティング・プログラムについては、プログラム開設以来 2011 年度までの実績数が各校 1 名ずつ計 2 名とわずかであること、本プログラムの受講資格を満たす生徒は、全国商業高等学校長協会の推薦により本学商学部に推薦入学することが可能となっていることから、2012 年度をもって終了とする方針で、2012 年 5 月から、基本協定を結んでいる東京都教育委員会へ協定終了を申し入れ、東京都教育委員会および指定校への訪問説明を経て、指定校との合意に至ったことから、2012 年度をもってプログラムを終了した。</p> <p>一方、東京コラボレーション・プログラムは、指定校 2 校のうち、1 校からの受講者しかいない中で高校側での指導がほとんど行われておらず、高校と大学の協働で生徒を育成するプログラムとは言えない状況であった。このような状況を踏まえ、協定の廃止も検討したが、実際にプログラムを担当した経験をもつ商学部教務委員から「高校生を成長過程を確認しながら、入学に結びつけることができる有意義なプログラムである」との意見もあり、実施体制の改善が図られるまでは一旦協定の更新を見合わせ、合意が得られれば 2013 年度から当面休講する方針で、2012 年 5 月から、基本協定を結んでいる東京都教育委員会へ休講を申し入れることとした。しかしながら、2012 年 11 月 16 日に東京都教育委員会を訪問した際に、当該指定校が東京コラボレーション・プログラム</p>
--	--

		<p>を公表した上で学生の募集を行っていることを理由に、休講に対する合意が得られなかったほか、指定校2校からそれぞれ2013年度の継続を希望する申し出があったため、経過措置を設けることとした。2014年度以降の東京コラボレーション・プログラムについては、2013年度の経過を踏まえつつ商学部教務委員会で引き続き検討し、東京都教育委員会および指定校とも協議を継続させることとしている。</p> <p>なお、岐阜アカウンティング・プログラム、Higher Education チャレンジ・プログラム、中央大学杉並高等学校および中央大学高等学校への出張講義については、対象となる高校・生徒からのニーズを確認できていることから、今後も継続して取り組んでいくこととしている。</p> <p>商学部において推進する高大接続教育については、後期中等教育から高等教育への移行をスムーズに行う上で、これまでも有効な取組みとして機能してきたものと認識しているが、生徒や高等学校側のニーズ、商学部の運営体制と教員の負担等、総合的な観点から検証を継続し、必要に応じて柔軟な対応を行うことで、実態に即した改善策を講じていきたいと考えている。</p>
3	基準項目	教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	経済学部、理工学部、文学部、総合政策学部、文学研究科において、シラバスの記述内容に精粗があるので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>シラバスの作成にあたっては、各学部・研究科ともに統一のフォームを使用し、履修条件、当該科目の目的・到達目標、授業概要、授業計画、テキスト・参考文献等を学生にわかりやすく正確に記すとともに、成績評価の方法や基準についても明示し、学生が事前に十分理解できるように配慮しているものの、経済学部、理工学部、文学部、総合政策学部、文学研究科において、シラバスの一部に記載内容の精粗が存在しており、学生の十全な履修計画に資するとともに、授業前後における主体的な学修を促すためのシラバスとなるよう、各学部・研究科におけるシラバスの更なる改善・向上が課題となっていた。</p> <p>なお、指摘を受けた学部・研究科における状況の詳細については次の通りである。</p> <p>■経済学部</p> <p>経済学部のシラバスは、外国語科目や演習科目の一部において、授業内容および授業計画等が具体的に記載されていないケースが存在し、科目によって記述内容に精粗がみられる状況にあった。これらの科目では、実際に受講する学生の能力水準・ニーズに弾力的に対応するため、講義において取り扱うトピックや授業の進め方に工</p>

	<p>夫を講ずるケースが多いことから、授業計画等の具体的な内容を事前に明示することが難しい面を有していたものの、学生の履修・学習計画の策定に資する、より具体的に詳細なシラバスの作成に組織的に努める必要があった。</p> <p>■理工学部 理工学部においては、時間割編成、教室手配等の授業実施に関する事項を所管するE委員会の各学科委員を通じて、統一的な要件を満たしたシラバスの作成に努めているが、授業方法や授業計画に係る記述が不十分な科目が存在する等、科目により記載内容に精粗が生じていた。</p> <p>■文学部 文学部のシラバスの記載内容については、特に授業概要や授業計画に係る項目を中心に、教員・科目間で量的・内容的な差異が生じており、シラバス作成に係る教員間の共通認識のもと、統一的なシラバスの作成に努める必要があった。</p> <p>■総合政策学部 総合政策学部のシラバスにおいては、授業計画や成績評価に係る内容について、教員・科目間で記述の精粗が生じており、統一性に配慮したシラバス作成を組織的に行う必要があった。</p> <p>■文学研究科 シラバスは統一的な項目で作成を行っていたものの、各科目の記載内容および量について教員間の精粗が生じており、組織的な改善が必要な状況であった。</p>
評価後の改善状況	<p>■経済学部 経済学部においては、学生が主体的な学修を進めるにあたっての計画策定に資するシラバスづくりを念頭に、経済学部FD委員会を中心にシラバスの改善に取り組んできた。</p> <p>2011年度においては、授業内容および授業計画に係る記述の精度向上を企図して、講義要項原稿作成依頼時に授業計画欄において必ず各回の授業内容を具体的に記述する旨を明示し、これを徹底することとした。ただし、外国語科目、健康スポーツ実習、演習科目においては、受講者の学力・能力水準に応じた授業進行や受講者の学習ニーズに応じた柔軟なテーマ設定を行う必要があり、事前に綿密な授業計画を提示することが困難なケースも少なからず想定されることから、全ての回の授業計画を詳細に記述することが困難な場合には、必要に応じて授業で扱う内容・テーマや進行について可能な範囲で具体的な記述を行うこととし、授業進行にあたっての弾力性を担保しつつも、学生の計画的な学修に配慮するものと</p>

	<p>している。</p> <p>2012年度においては、2012年8月の中央教育審議会答申の内容も踏まえながら、経済学部におけるシラバスのあり方についての議論を深め、シラバス作成にあたって共有すべき方向性として「講義要項（シラバス）は、単なる講義概要にとどまることなく、学生が授業のため主体的に事前の準備（予習を含む）や事後の展開（復習を含む）を行うことを可能にし、他の授業との関連性の説明などを含んだ、授業の工程表として機能するように作成してください。」という一文を講義要項作成依頼文書の冒頭に明示するとともに、教授会においても説明を行い、教員間の認識の統一化に努めた。また、授業計画欄の記述については、一部の講義科目において記述要素の不足や具体性に欠ける事例がみられたことから、他学部の依頼文書を参考に、より詳細かつ具体的な記入例を作成し、講義要項作成依頼文とあわせて送付することで記述レベルの平準化を図った。</p> <p>これらの取組みの結果、2013年度講義要項においては、多くの授業科目において授業計画に係る記述の精度向上がみられたものの、演習科目等、弾力的な授業進行が求められる科目を中心に必ずしも十分な改善が図られていない部分も存在する。今後は、これら科目のシラバスの表記のあり方も含めて記述の精度をさらに向上させるべく、他学部や他大学の取組み事例も参考にしながら経済学部FD委員会を中心に検討を行っていく予定である。</p> <p>■理工学部</p> <p>シラバスの改善については、理工学部のカリキュラムをはじめ教務事項全般を所管するC委員会（カリキュラム委員会）のもとで検討を行い、①様式面の改善、②各教員が作成したシラバス原稿についての点検の実施、の両面から改善を図ってきた。</p> <p>様式面の改善については、2010年度のC委員会においてシラバスの記載項目に係る検討を行い、シラバス原稿の作成に係る統一的な指針として「講義要項作成要項」を策定し、毎年講義要項作成依頼を行う際に必ず配布・周知することで教員間における認識の統一を図ることとした。「講義要項作成要項」においては、①評価方法について、従前の成績評価の方法の他に達成基準や課題等も具体的に明記すること、②授業計画において、各回の授業内容を具体的に箇条書きで記載すること、③テキスト・参考文献欄には、絶版および入手困難な本をテキスト等に指定しないこと等を示し、各科目のシラバスにおける記述に精粗が生じないよう配慮している。</p> <p>他方、各教員が作成したシラバス原稿の点検については、各学科・教室の時間割編成やシラバス作成を所管するE委員会の委員が、C委員会において作成した「講義要項・確認点」に従い、①授業計画欄が学年暦に対応し</p>
--	---

た 15 回の内容で記載されているか、②評価方法欄に記載漏れがないか等の観点からシラバス原稿を点検し、記載の不足や不十分な記述がある場合は修正を依頼することとした。

以上の取組みを推進した結果、2012 年度以降の講義要項については、外国語科目をはじめとする各学科共通科目を含め、ほぼ全ての科目について 15 回分の講義内容が記載されるとともに、最終的な評価方法や課題等が具体的に記載されており、一定の改善成果が得られたと認識している。

なお、C 委員会においては、学生の授業以外における学習活動の一層の充実を促す観点から、シラバスのより一層の充実に向けた検討・改善を継続して行っている。2013 年度講義要項からは、学生の授業時間以外の主体的な学習行動の促進を企図して、「授業外の学習活動」について記述する項目を試行的に設け、予習・復習を行う際のポイント等を任意で記載できるようにしたほか、学生が講義要項を日常的に携行し活用できるよう従来 1 ページに 1 科目を掲載する形式であったものを 1 ページに 2 科目を集約して掲載する形式に変更を行った。今後、C 委員会では、試行的に導入した「授業外の学習活動」に係る記述を全ての科目について要請するとともに、当該項目の記述内容についてもより一層の充実を図る方策について検討を行っていく予定である。

■ 文学部

文学部では、文学部教務委員会を中心にシラバスの記述における教員間の精粗の改善に取り組んできた。

具体的には、2010 年度の文学部教務委員会において、2009 年度機関別認証評価結果における指摘内容と実際に作成されたシラバス（講義要項）の確認を行った。その結果、教員間におけるシラバス作成に係る理解・認識の統一を図る必要があるとの認識に至り、これをもとに講義要項原稿作成にあたっての基本方針の策定を行った。同基本方針は、「『講義要項』は、学生が個々の科目を選択し、またそれらを体系的に履修・学修する際の必要不可欠な情報を提供する手段であり、また日常自分で学修する際の指針にもし得るものです。このような目的を踏まえ、『講義要項』は、これから講義を学ぼうとする学生が当該講義の内容等について理解可能なように、内容・方針等が具体的かつ簡潔に記載されることが望まれます。」という内容となっており、シラバスが有すべき機能と、文学部が求めるシラバスの記述レベルを明示している。2010 年度以降は、これを講義要項作成依頼を行う際の依頼文書に記載するとともに、教授会においても説明・周知を行っている。さらに、講義要項作成依頼の際には、依頼文書において記入項目毎に記載にあたって

	<p>のポイントを示すこととし、特に、以前のシラバスにおいて精粗が散見された「授業計画」の項目については、具体的な記入例を付す等の工夫を講じるとともに、提出されたシラバス原稿の内容を文学部事務室が点検を行い、未記入項目や記入要素の不足がある場合には担当教員に対して修正依頼を行う等の取組みを継続的に行ってきた。</p> <p>これらの取組みの成果については、2012年11月8日開催の文学部教務委員会において検証を行い、授業計画に係る記述を中心に一定の改善効果があったことを確認している。また、同委員会においては、①次年度以降のシラバス作成においてもこれまで行ってきた取組みを継続すること、②シラバスが学生の主体的な学修を促進するための要素のひとつとなり、学修の工程表としての機能を果たせるよう、引き続き検討を行っていくこと、の2点についても改めて確認しており、今後も引き続き各学生における学習計画の策定や主体的な学修活動に資するシラバスのあり方について検討を行っていく予定である。</p> <p>■総合政策学部</p> <p>総合政策学部におけるシラバス記述内容の精粗の改善に向けた取組みについては、まず、教授会における周知を前提として、シラバスの在り方や必要な要素等に係る教員個々の認識を高めることで、その改善に努めた。しかし、その後シラバスに関してはその作成後におけるチェック体制の構築が必要不可欠であるとの認識から、2011年7月8日開催の教務・カリキュラム委員会において、分野ごとにシラバス点検委員（仮）を選出し、点検委員が該当分野のシラバスについて、必要事項の網羅・科目ごとの精粗の調整を行った上で、点検結果を分野ごとに取りまとめ、これを教務・カリキュラム委員会で確認し、シラバスの修正が必要だと判断された場合には、教務カリキュラム委員長の名義で担当教員に修正を依頼する体制を構築するに至った。こうした体制の下で、教務・カリキュラム委員会による確認作業が続けられたが、当該委員の負担が過重となっていたほか、シラバス点検の成果が当初想定したレベルに到達しなかったため、2013年1月25日開催の教務・カリキュラム委員会において再度チェック体制に係る検討を行った。その結果、形式面の点検については総合政策学部事務室が、記述内容の点検については教員の委員が行うこととし、業務負担の分散化を図るという方針のもと、シラバスについては総合政策学部事務室の職員が一次的な点検を行い、必要項目の欠如、内容の精密さに欠けるなど不備の多いシラバスについては、教務・カリキュラム委員会から当該教員に対して書き直しの依頼を行うこととした。また、シラバスに記載する必要項目については、教務・カリキ</p>
--	--

	<p>ユラム委員長より教授会で周知徹底を行い、教員間における認識の統一化を図ることを通じてシラバスの一層の改善に努めている。</p> <p>以上の対応の結果、2013年度においては総合政策学部事務室による一次点検の段階で基礎的な項目の記述が欠けるシラバスが減る等、改善傾向もみられており、未だ不十分な部分はあれども、今後も継続的な点検活動を行うことによって、学生の学修に資するシラバスへと改善されていくものと思料する。次年度以降については、教員に対するシラバス依頼の時期をこれまでよりも早め、点検・修正作業に多くの時間を費やせるよう配慮を行うとともに、依頼の時期に合わせて教授会において記載必要項目の周知を行うなどして、より精度の高いシラバスとなるよう努めていく所存である。</p> <p>■ 文学研究科</p> <p>文学研究科におけるシラバスの精粗の改善については、これまで教務委員会の場において具体的な改善に向けた意見の交換を適宜行ってきたが、文学研究科としては、近年における入学者数の減少に伴う在籍学生の減少（2008年度→2013年度：博士前期課程 170人→103人、博士課程 138人→97人）が著しく、1講座あたりの履修者数についても非常に小さな単位（参考：2012年度数値、博士前期課程：平均 3.6人、博士後期課程：1.1人）となっている状況を踏まえれば、基本となる授業計画の概要を事前に掲げながらも、具体的な履修学生が決まったところでより精緻な授業計画を定めた方が、学生にとっても満足度の高い講義を実施できるとの認識に至っている状況である。そのため、現段階においては、2011年度以降、各教員に対するシラバスの作成依頼を行う際に各教員に送付する「シラバス作成のお願い」の中に、シラバスにおける内容の精粗の解消が本研究科の課題であることを記載し、改善に向けた協力を依頼するという取組みを継続しつつも、個別の学生への対応が可能な科目については、履修登録後に学生の基礎知識や理解度に合わせた具体的な授業計画や指導計画を別途作成するなどして、各学生における学修の工程表たるシラバスの質の担保に努めている状況である。</p> <p>この状況に関しては、毎年、大学院生に対して実施している「研究状況・講義等に関するアンケート」における、「今年度受講した授業科目は、あなた自身の研究に役立ちましたか（問8）」の肯定率（回答1「大変役立った」と回答2「まあまあ役立った」の占める割合）を注視することで把握に努めているところである。具体的にその状況を見てみると、2011年度実績で博士前期課程：99%、博士後期課程：96%（それぞれ無回答を除く）となっており、学修内容等に係る満足度が高い数値となっていることから、学生に提供する授業内容・学習指導の内容に</p>
--	--

		<p>ついては、一定の質が担保されている状況にあると認識している。</p> <p>ただし、大学院研究科のシラバスについては、教務システム（C-plus）に教員が直接入力しており、一度掲載されたシラバスを学生との相談に基づいて担当教員が修正する際には、紙面で履修学生にのみ配布するケースが非常に多いこと、研究科としてのチェック体制の整備が十分に構築できていないこと等も影響して、年度の初めに公開されるシラバスの精粗については、十分に解消されているとは言えない状況となっている。</p> <p>この状況のさらなる改善に向けては、現在、文学研究科として 2015 年 4 月からのカリキュラム全面改正を検討しているところであり、その中で授業科目の半期完結化や授業科目の統廃合を通じた、教育課程上におけるコースワーク的要素の強化を志向していることから、その検討過程において、個別授業科目の目的・趣旨の整理や、教育課程としての更なる体系化を行いながら、これらの要素がシラバスの内容にも十全に反映されるよう努めていく所存である。</p>
4	基準項目	教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	全研究科において、「研究状況・講義等に関するアンケート」の回収率が低いので、効果的なFDを実施するよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>本学大学院においては、全学的なFD推進委員会とは別に、大学院として個別の「大学院FD推進委員会」を設けており、当該委員会が実施主体となって、2007年度より「研究状況・講義等に関するアンケート」を実施している。当該アンケートの結果については、大学院FD推進委員会における結果分析を経たのち、研究科委員長会議を通じて各研究科ならびに個々の教員へのフィードバックを行うことで問題意識の共有を図っているほか、2009年度は当該アンケート結果から明らかとなった課題に対する教育・研究指導上の改善案・工夫について研究科ごとに教員アンケートを実施する等の活動を組織的に展開した。</p> <p>しかしながら、2007年度に実施した「研究状況・講義等に関するアンケート」については、回答者の匿名性に配慮し、学生個人ごとに郵送によるアンケートの配布・回収としたことから、文系大学院研究科における平均回収率は博士前期課程（修士課程）で 19.73%、博士後期課程で 20.43%と低調であり、FD活動の実質化を図っていくにあたり、回収率の向上が課題となっていた。</p> <p>なお、理工学研究科については、後樂園キャンパスにおいて教育研究を展開していること、教育課程や研究指導体制において文系大学院研究科とは異なる特性を有していることから、博士前期課程（修士課程）の学生を対象に、授業評価と自身の能力の成長感の測定に重きをお</p>

	<p>いた設問から構成されるアンケートを 2007 年度より実施し、集計結果については理工学研究科委員会において共有することを通じて、カリキュラムの検証・改善や個々の教員レベルにおける教育手法の改善に活用している。しかしながら、2007 年度の調査については、文系大学院研究科と同様に郵送方式で実施したこともあり、回収率は 10.4%に留まっていた。</p>
<p>評価後の改善状況</p>	<p>本学文系大学院各研究科において実施している「研究状況・講義等に関するアンケート」の回収率の向上については、文系大学院におけるFD活動を推進していくにあたっての最重要課題のひとつと位置づけ、博士前期課程については在籍学生数の50%以上、博士後期課程については40%以上に相当する数を回収目標に設定し、その向上に取り組んできた。具体的には、従来からの郵送方式による回答のほか、論文最終試験実施時や年度末または年度はじめの各種事務手続きの機会を活用して広く調査への協力を呼びかけた結果、根拠資料4-①において示す様に毎年回収率が向上し、2012年度においては博士前期課程が63.6%、博士後期課程が46.3%に達している等、広く学生から寄せられる意見・要望を教育研究活動の改善に活用する素地は整ったと認識している。</p> <p>調査結果については、研究科毎に分析し、抽出された課題については研究科毎にその改善に取り組むとともに、大学院FD推進委員会においても共有し、研究科共通の課題についての対応を行っている。本アンケート結果を参考に改善や制度設計が行われた事例としては、学生研究室の学習環境の改善や、2012年度新設のアカデミック・ライティングに関するオープン・ドメイン科目の設置等があげられる。しかしながら、回答者の匿名性確保の観点から、授業や研究指導における具体的な改善要望をアンケートによって把握・共有するには困難な面も有しているため、現在は各研究科の学生が組織する院生協議会との意見交換等を通じて適宜補完している状況であるが、2013年度からは、教員に対して大学院における教育研究指導上の課題や意見を聴取することを目的としたアンケート調査を新たに実施することを予定しており、本アンケート調査から得られた結果とあわせて多角的な分析を行うことで、より具体的な課題を抽出し、改善に向けた種々の取組みに活用していくことを予定している。</p> <p>他方で、理工学研究科における授業評価アンケートについては、在籍学生数の50%に相当する数を回収目標として設定し、回収率の向上に組織的に取り組んできた。具体的には、従来の郵送方式による調査実施を改め、2010・2011年度は指導教員を通じて調査票を配布し、理工学部事務室に提出する形とし、2012年度からは、学生の回答・提出にあたっての負担軽減を念頭に、学生が日常的に利用する各専攻の準備室での調査票配布・回収と</p>

		<p>する形に変更したところ、根拠資料4-⑤に示す通り、年度や調査実施時期によりばらつきはあるものの、回収率は改善傾向にある。</p> <p>調査結果については、半期毎に研究科委員会にて報告し、研究科全体での現状認識と課題の共有を行っているほか、特にティーチングスキルに関する分析結果については毎年実施する新任教員研修会においても取り上げ、教員の教育指導能力の向上に活用している。</p> <p>今後は、引き続き回収率の向上と安定化に努めるとともに、回答者の匿名性確保に十分配慮しながら、より効果的な調査結果の活用方法について検討を行っていく予定である。</p>
5	基準項目	教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	<p>1年間に履修登録できる単位数の上限が、理工学部では1年次:50~60 単位(全学科)、2年次:50~55 単位(6学科)、3年次:50 単位(4学科)、4年次:50 単位(2学科)、総合政策学部では3年次:50 単位、4年次:56 単位と高いので、いずれも単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>■理工学部</p> <p>理工学部における履修科目登録の上限設定については、カリキュラムにおける必修科目の比率が高く、その分、学習の密度が高いこと、また、GPA導入時の趣旨の一つとして、安易に科目を履修しすぎると学習が追いつかず、GPA値も下がってしまう旨等を学生に十分指導していることなどから、学生個々の学修状況にあわせた柔軟な履修制度の運用に配慮し、特段の履修上限を設けていなかった。しかしながら、学士課程教育の質保証の観点からも、計画的かつ適切な学習量へ配慮した履修登録や、学生が安易に履修登録や中止を行うことの抑制を積極的に促す必要があるとの判断から、C委員会(カリキュラム委員会)における検討の結果、2009年度入学生からは、年次別最高履修単位を定める「CAP制」を導入し、1年間に履修登録できる単位数の上限を設け、学生における学習計画の適切性の向上と、GPA制度のより適正な運用に努めている状況であった。</p> <p>■総合政策学部</p> <p>総合政策学部の年次別最高履修単位は、1年次 46 単位(政策科学科プロフェッショナルコースは 47 単位)、2年次 46 単位、3年次 50 単位、4年次 56 単位に設定している。この単位数の上限は、総合政策学部における体系的学習を確保するための標準的な履修モデルを設定し、それに基づきながらも、多様な学生のニーズに対応するための学習の選択度を確保するほか、総合政策学部においては一度不合格となった科目についても年次別最高履修単位の範囲内で履修することとしており、そうした不</p>

	合格科目についても4年間の修業年限内での修得が可能となるよう配慮した上での設定となっている。
評価後の改善状況	<p>■理工学部</p> <p>理工学部の各学科において定める年次別最高履修単位については、根拠資料5-①に示す通り、2013年度現在、全学科の全ての年次において、49単位以下の設定となっている。</p> <p>理工学部では、C委員会において単位制の趣旨や適切な学習量の確保という観点から年次別最高履修単位のあり方にかかる検討を継続的に実施してきた。その結果、2010年度には全ての学科について年次別最高履修単位を49単位以下に設定することが妥当との結論に至り、都市環境学科と生命科学科を除く全ての学科について2011年度入学生からこれを適用することとした。なお、2008年度に学科名称変更とカリキュラム改正を実施した都市環境学科と、2007年度新設の生命科学科については、カリキュラムの完成年度となる2011年度に年次別最高履修単位について見直しを行い、2012年度入学生から各年次の最高履修単位を49単位以下に変更した。また、2013年度新設の人間総合理工学科においても同様に、各年次の最高履修単位は49単位以下の設定となっている。</p> <p>理工学部では、C委員会を中心に各学生における履修登録状況のモニタリングや理工学部における学習を通じて得られた学習成果に係る検証を継続して行っており、今後もカリキュラム改正の機会等を活用し、各学科が掲げる理念・目的、教育目標の具現にあたって効果的な学習量を確保するに十分な最高履修単位の水準について、単位制度の趣旨を充分踏まえながら検討していく所存である。</p> <p>■総合政策学部</p> <p>総合政策学部の教育研究上の目的においては、「人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその他の関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる教育研究を行い、『政策と文化の融合』の理念の下に不確実でグローバルな時代に必要とされる高度の知識を持ち、文化的背景を理解して現代社会が抱える諸問題を解決し、より良い社会を構築しうる人材を養成する。」と掲げている。そのため、総合政策学部の教育課程においては、学際的・国際的領域に関する知識および高度なコミュニケーション技術を習得させることを目的として、特に専門性が深化する3年次において、学生の所属する学科に主として設置される科目を軸としながらも、その上でもう一方の学科に設置される科目を副専攻的に学んでいく（例えば、政策科学科の学生は「マネジメント・ポリシーサイエンス」分野に中軸を置きながら、「文化・地域」分野の学修も進めていくこととなる。）ことが求められる。総合政策学部における年</p>

		<p>次別最高履修単位が3・4年次において高めに設定されているのは、こうした主専攻・副専攻的な学修を基本としながらも、学生の幅広い学びニーズにも対応し、国際的な指向の高い学生の留学活動や、多くの学生におけるインターンシップ等の経験学修活動を許容するためであり、加えて、意欲のある学生に対する履修制限の緩和や早期卒業を可能とするためでもある。</p> <p>2009年度の機関別認証評価において指摘された事項に対しては、こうした総合政策学部の教育課程としてのねらいを勘案しながら、学生における適正な学習時間の確保を目的とした年次別最高履修単位に係る検討を教務・カリキュラム委員会において行ってきた。しかしながら、2010年度からChallengers' Program(2年間で修了するプログラムで、希望者を選考し、英語で1、2年次に60単位の基礎および専門科目を学ぶプログラム。)が新たに始まった段階にあったこともあり、4年間における単位数の最適な配分については、その成果や実績等を勘案しながら検討していくことが重要であると考えていたため、現段階において学生の年次別最高履修単位に係る特段の変更は行っていない状況である。ただし、学生に過度な学習量を課すことにならないよう学部としても注視は続けており、近年における4年次生の履修登録単位数の平均値を取ってみても、2010年度は25.3単位、2011年度は25.5単位、2012年度は23.9単位となっていることから、適正な学習量の担保という観点からは現在の年次別最高履修単位の設定でも特段の支障は生じていない状況にあると認識している。</p> <p>現在、総合政策学部の設定する年次別最高履修単位に関しては、教務・カリキュラム委員会のほか、カリキュラムも含めた将来構想を検討する場を設けており、2015年度に向けた抜本的なカリキュラム改正を検討しているところである。そのため、今後は既存の教育カリキュラムと各種のプログラムの成果や改善点等について洗い出しを行いながら、新たに構築するカリキュラムの内容や要素について検討を行うとともに、適切な学習指導のあり方も含め、単位制度の趣旨に則った効果的な学習を進めるための年次別最高履修単位について検討を行っていく予定である。</p>
6	基準項目	教育内容・方法 (3) 教育研究交流
	指摘事項	全学において、留学生の受け入れや派遣留学生が減少していることについて、国際交流の積極的な施策の検討が望まれる。
	評価当時の状況	受入れ外国人留学生総数(私費留学生、国費留学生、公費留学生および交換留学生)は2008年度で533名となっておりピーク時(2003年度)の673名から減少している。しかしその内訳をみると交換留学生は協定校の増大を反映して増加傾向にある。国別では、中国335名、韓

		<p>国 102 名、その他 96 名となっている。</p> <p>一方、海外派遣学生数（交換留学生派遣および認定留学生派遣）は 69 名（2008 年度）でピーク時（2005 年度）の 114 名から減少している。地域別では、ヨーロッパ 27 名、北米（アメリカ合衆国 18 名、カナダ 1 名）、アジア 18 名となっている。減少の理由としては、①語学能力が受入れ先大学の要求水準に達していないこと、②就職活動が早期化したこと、③経済的負担が大きいこと等が考えられる。短期留学プログラムの参加学生数は 2004 年度の 98 名から 2007 年度の 135 名へ増加している。英語圏 3 校が 98 名、フランス語圏 1 校が 25 名、ドイツ語圏 1 校が 12 名であった。（中央大学自己点検・評価報告書 2008 P. 162）</p>
評価後の改善状況		<p>本指摘事項について、本学では 2009 年度以降、継続的に学内における施策の検討を行っている。具体的には、主に、文部科学省国際化拠点整備事業（グローバル 30）への申請を検討していく中で、2009 年度第 5 回国際交流委員会において「中央大学国際化マニフェスト」に基づくアクションプランを、2009 年度第 8 回国際交流委員会において「中央大学国際化アクションプラン：優先順位による要約版」をはじめとする検討がなされ、その中には、受入留学生数の増加、派遣留学の機会増加が計画に含まれるなど、全学的な取組みとして位置付けていく準備を行った。その後、文部科学省が 2010 年度に国際化拠点整備事業（グローバル 30）の募集を停止したため、計画申請には至らなかったが、留学生の受け入れに関し、私費留学生については JASSO 日本留学フェアや各種進学説明会への出展、日本語学校を訪問しての説明会実施などの広報活動を強化し、私費留学生の志願者増加に努めた。このほか、留学生受け入れに係る環境整備として、受入留学生の安定的な生活拠点の確保ならびに日本人学生における日常生活からの国際的感覚を養うことを目的に、2011 年 3 月から日野市多摩平に 3 人 1 組のルームシェアタイプの国際寮（64 室）、2012 年 3 月から多摩市（聖蹟桜ヶ丘）にワンルームタイプの国際交流寮（94 室）を開設し、日本人・留学生が異文化交流・価値観の醸成を図ることができる環境を整えている。その結果、留学生入試における志願者数（学部・大学院合計）は、2008 年度：530 名であったものが、2010 年度：810 名、2011 年度：970 名と、約 1.8 倍に増加し、それに伴って本学に在籍する留学生数も 2010 年度：664 名、2011 年度：684 名、2012 年度：750 名と順調に増加し、2013 年度はこれまでのピーク時であった 2003 年の 671 名を大幅に超え、798 名となっている。</p> <p>他方、派遣留学生数の改善に向けては、2011 年度第 3 回国際交流委員会（2011 年 6 月 28 日開催）において、「今後の協定締結に関する基本方針」について審議し、新規協定締結の基本戦略を打ち出すなど、実質的な交流を行</p>

	<p>うための方向性を固めている。その結果、協定締結数は2010年度：103校、2011年度：117校、2012年度：127校と着実に増え、国際的な教育研究交流に資する基盤を確立してきている。また、認定留学については、2010年度に英語圏ならびにヨーロッパ言語圏における協定締結大学以外への留学を希望している学生への支援の一つとして、教育機関として運営されているSAF（スタディ・アブロード・ファウンデーション）と協力提携をしたことにより、本学が主催する各種プログラムとは別に、英語圏ならびにヨーロッパ言語圏への留学を検討する場合の選択肢の一つとして、従来の認定留学同様、留学相談から留学手続きまで行えるような環境を整備している。具体的な実績として、長期留学については、2009年度の47名を境に、2010年度：63名、2011年度：94名、2012年度：97名となり、2009年度と比して派遣学生の実績が大幅に増加している。短期留学プログラムにおいても、2010年度：99名、2011年度：115名と、着実に派遣学生数が増加したほか、2012年度には英語圏プログラムとして1校を追加開講し、計145名を派遣するなど、確実に実績を伸ばしている。さらに、2013年度にはこれまで派遣実績が少なかった理工学部（後楽園キャンパス）においても、学生が積極的に参加するための英語圏プログラムを1校開講するなど、大学全体として合計7プログラム（英語圏5・フランス語圏1・ドイツ語圏1）の実施となっており、現在のところ、160名の学生の派遣を予定している。</p> <p>また、本学の国際化推進を担う運営体制については、2012年7月に従来の国際交流センターを改組し、「国際連携推進機構」を設置するなど、これまで以上に本学における教育研究の国際化を総合的かつ計画的に推進する体制を整えている。さらには、この改組と同時期に本学が平成24（2012）年度文部科学省グローバル人材育成推進事業（タイプA・全学推進型）の採択を受けたことに伴い、新たに学長の下に「グローバル人材育成推進委員会」を設置しており、当該委員会が国際連携推進機構と本学の学部をはじめとする教育組織と連携を図りながら、本事業における留学プログラムやカリキュラムの開発・実施を始め、学生が主体的にグローバル化社会における学修活動に取り組むことができる環境の醸成に努めている。本事業における取組みの一例としては、留学先の言語や文化を学習するとともに、現地の学校などで日本語指導支援や日本文化の紹介活動を通じて、学生自身の異文化に対する理解を促すことを海外留学の目的の一つとして位置付ける、文学部SEND（Student Exchange-Nippon Discovery）プログラムがあげられ、2012年度は学内5学部から応募があり、学部学生32名が参加しているほか、2013年度には本プログラム参加者を各国の協定校などに派遣することとなっている。また、</p>
--	--

		<p>2013年3月には多摩キャンパス・後楽園キャンパスにおいて、日本人学生・留学生が集うスペースを「グローバル・ラウンジ（仮称）」としてリニューアルし、各国のニュースを視聴できるだけでなく、常駐の英語支援アドバイザーを配置して、英語力の強化を目指す学生が気軽に学習に関する相談をできるような環境も整備している。</p> <p>以上の通り、国際交流の積極的な施策の展開、運営体制の強化などによって、本学における留学生の受け入れ、日本人学生の海外大学への派遣実績は着実に伸びているが、今後も継続的かつ安定的な取組みの推進により、本学の国際化の推進に努めていく所存である。</p>
7	基準項目	教育内容・方法 (4) 学位授与・課程修了の認定
	指摘事項	<p>法学研究科の修士および博士の学位取得者ならびに文学研究科の修士の学位取得者が減少傾向にあるため、改善が期待される。</p>
	評価当時の状況	<p>■ 法学研究科</p> <p>法学研究科の2003年度から2007年度における学位授与状況は、2003年度：修士114名、課程博士6名、論文博士1名、2004年度：修士85名、課程博士8名、論文博士4名、2005年度：修士57名、課程博士8名、論文博士2名、2006年度：修士38名、課程博士10名、論文博士3名、2007年度：修士20名、課程博士7名、論文博士5名であり、減少傾向にあった。</p> <p>法学研究科において、博士前期課程については、研究者を希望する学生と高度専門職業人を目指す学生が存在することから、それぞれの研究目的に応じた、課題設定、調査、分析、立論などの基礎的な研究能力が備わっていることを学位の授与方針とし、また、博士後期課程については、標準修業年限3年を目途として、研究計画の策定と研究報告を毎年度学生および指導教授に義務付け、独力で過去の研究業績を踏まえながら新たな研究成果を提示する、比較研究を行いうるという博士論文の水準に達していることを学位の授与方針としていた。このような方針に基づいて学位の厳格な審査・授与に努めた結果、法学研究科として想定する水準に到達する学生が少なく、修士および博士の学位取得者数が減少する結果となっていた。</p> <p>■ 文学研究科</p> <p>文学研究科の2003年度から2007年度における学位授与状況は、2003年度：修士52名、課程博士6名、2004年度：修士55名、課程博士0名、2005年度：修士56名、課程博士10名、2006年度：修士49名、課程博士6名、2007年度：修士45名、課程博士6名となっており、博士前期課程（修士課程）の学位取得者数については横ばい・もしくはわずかながらではあるが、減少傾向がみられる。</p>

<p>評価後の改善状況</p>	<p>■ 法学研究科</p> <p>法学研究科博士前期課程（修士課程）および博士後期課程における学位授与状況は根拠資料 7-①において示す通りとなっており、毎年学位授与者数そのものは増加していない。学位授与状況の改善にあたっては、在籍学生数の安定的な確保と、修了予定者における学位取得率の向上の両面から取り組む必要があるが、前者にかかる取組みの状況については、助言事項No.10の学生の受け入れに関する項目にて詳述する様に、博士前期課程（修士課程）を中心に入学者の減少傾向が依然として続いており、在籍学生数の増加による学位取得者数の増加が見込めない状況となっている。この状況をうけ、法学研究科ではまずは修了予定者における学位取得率の向上に注力している状況であり、以下、博士前期課程（修士課程）、博士後期課程それぞれについて記述する。</p> <p>博士前期課程（修士課程）の学位授与状況については、指摘を受けた 2008 年度以降も各年度 20 名程度で推移しているものの、修了予定者における学位取得率は、2008 年度以前は 60%程度だったものが、2009 年度以降については 80%を上回る状況に改善されている。学位取得率が向上したことの背景としては、学生に対して計画的な修士論文作成を促すことを目的に、入学から修了までの学位取得に向けた具体的なプロセスについて、入学時のガイダンスや指導教員による研究指導を通じて早期から理解を促すよう努めているほか、2010 年度以降は修士論文中間発表会を制度化し、これを修士論文完成に向けた里程碑として実施したことなどの取組みが奏功したものと認識している。</p> <p>他方、博士後期課程の学位授与状況については、前期課程と同様に計画的な論文作成・課程修了に向けた意識醸成に努めているものの、授与数・授与率ともに依然として低調な状況が続いている。博士後期課程に在籍する学生における学位論文作成がすすまない背景については、法学研究科では毎年実施している「研究状況・講義等に関するアンケート」や在籍学生に対するヒアリング結果から、文系大学院修了者における課程修了後のキャリアパス形成が不透明かつ困難な社会的状況下で、意図的に学位論文提出を見合わせるケースや、そのことにより在籍期間が長期化することで経済事情が逼迫し、十分な研究活動が行えないケースが少なからず存在すると分析している。この点については、将来研究者を目指す学生に対するキャリアパス形成と経済的支援に資することを企図し、法学研究科博士後期課程在籍者を本学法学部の任期制助教として採用する制度の構築に向け、法学研究科における各種の制度改変や主要な政策立案を担う委員会である「法学研究科制度改革委員会」を中心に検討・調整を行っているところである。他方で、法学研究科において求める学位授与水準を高度に維持していくために</p>
-----------------	--

	<p>は、学生に対する研究指導体制の一層の充実も不可欠であると認識しており、今後、各専攻単位に設置する「専攻会議」を中心に現行のカリキュラムや研究指導体制の検証を進め、将来的なカリキュラム改正も視野に取り組んでいく予定である。</p> <p>■ 文学研究科</p> <p>本指摘事項に関し、文学研究科における修士学位取得者の減少に対する具体的な対応経過と改善状況については、①修了者数の推移と、②学位授与率の双方の観点から記述を行いたい。まず、文学研究科における修了者数については、専攻により違いがあるが、全体で 2008 年度：55 人、2009 年度：64 人、2010 年度：59 人、2011 年度：57 人、2012 年度：54 人と推移しており、一時的に修了者数が増加したものの、ここ数年で見ると 2008 年度と同程度の修了者数となっている状況である。他方、文学研究科における学位授与率（根拠資料 7-①）については、研究科全体として、2008 年度：57%、2009 年度：60%、2010 年度：67%、2011 年度：76%、2012 年度：69%と推移している。</p> <p>安定的に修了者を増加させていくためには、その前提となる入学者の確保がまず必要となるが、近年、研究科の入学者数については、募集広報の工夫を重ねることで拡大を企図しているものの、入学者の増加にはつながらず、毎年、在籍学生数と修了予定者数が総体的に漸減する状況となっている。そのため、学生募集広報に創意工夫を施しながらも、まずは研究科として修了予定者における学位授与率を向上させることに努めている状況である。</p> <p>文学研究科では、これまで学生の修了率がさほど高くない状況に関し、修了率が低いのは、学部の学びから大学院での研究活動への移行がうまく行かないことが原因の一つであると考え、専攻別のガイダンスとは別に行っていた文学研究科全体ガイダンスについて、その内容を大幅に変更して、研究科委員長から、将来の進路を踏まえて大学院をどう過ごすべきか、学部と大学院での学びの違い、研究指導をどのように受けるかなどについて、学生にできる限り具体的に説明し、大学院での導入段階での一定の方向付けを行っている。また、2 年生に対しては毎年 4 月に、在学生向けのガイダンスを実施し、より具体的に修士論文の作成にむけたアドバイス等を行っているほか、教務委員会において各専攻に対して修士論文作成に向けての中間報告会の実施を促したり、教務委員会や研究科委員会で、修了者の状況を適宜アナウンスするなどして修了者を増やすための注意を喚起している。</p> <p>その結果、修了者数としては毎年度、同程度の数を維持している状況となっているが、先にも述べたようにそ</p>
--	---

		<p>の学位授与率に関しては、指摘を受けた 2008 年度の状況と比較すると、年度によるばらつきは若干あるものの、概ね改善している状況にあると言える。文学研究科では、現在、2015 年 4 月からカリキュラムを全面改正する方向で検討を開始しており、本カリキュラム改正においては授業科目の半期完結化のほか、学部教育との接続や研究者としてマスターしておくべき基本事項を取り込んだ教育課程等について検討する予定となっていることから、この検討過程の中で修士論文の作成に直接つながる内容を含む科目の設置なども検討していくことで、文学研究科における学位授与率の一層の向上に努めていきたいと考えている。</p>
8	基準項目	教育内容・方法 (4) 学位授与・課程修了の認定
	指摘事項	商学研究科において、学位論文審査基準が学生に明示されていないので、大学院履修要項などに明示することが望まれる。
	評価当時の状況	商学研究科では、学位論文審査基準については「中央大学学則」および「中央大学学位規則」に記載し、学生に対して明示されているものの、学位論文審査に至るまでのプロセスや要件に関する事項が履修要項等の冊子体に記載されておらず、入学時のガイダンス、指導教員および大学院事務室からのアドバイスにおける周知に留まっており、情報開示に不備な点があった。
	評価後の改善状況	商学研究科における博士学位論文審査に係るプロセスについては、2010 年度から履修要項に掲載を行うことで、入学時点から学位取得までの過程の明確化に努め、学生の計画的な学習や研究活動に資するよう組織的な対応を行っている。具体的には、博士論文の提出が可能になるための条件や審査過程、申請方法および学位授与に関する事項はもとより、事前指導・審査に係る資格や手続についても詳細な説明を行っている。
9	基準項目	学生の受け入れ
	指摘事項	学部の過去 5 年間ににおける入学定員に対する入学者数比率の平均が、理工学部では 1.21、総合政策学部国際政策文化学科では 1.31 と高く、改善が望まれる。また、収容定員に対する在籍学生数比率が総合政策学部国際政策文化学科では 1.37 と高く、改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>■理工学部</p> <p>理工学部においては、2006 年度の合否判定から、過去のデータを基にして手続き率を予測するモデルを作成して合格者数を決定している。本学部における入学者の 70%は競争的試験を経て入学するが、この入試区分の入学者率は低く、学科毎に必要な入学者数よりも多くの合格者を出していることから、精度の高い予測が難しく、学科単位の定員管理が不安定なものとなっていた。特に、2008 年度については、前年度よりも合格者数を少なく発表したにもかかわらず、多くの国立大学で後期日程入試</p>

		<p>が行われなくなったこと、国立大学の定員管理が厳格になり、合格発表者数が抑えられたことなどの影響もあって、理工学部における入学手続率が高く、入学者数が定員を大幅に上回る結果となった。また、収容定員に対する在籍学生数比率についても、2008年度の入学者数の大幅な超過と、在学生に対する学習上の支援の実施による離学率の低下が影響し、在籍学生数が収容定員を大きく上回る状況となっていた。</p> <p>■総合政策学部 総合政策学部においては、これまでも過去の入学手続率や他大学との併願状況等について分析を行い、適正な入学者確保に努めてきたところである。しかしながら、国際政策文化学科については、受験者層の相対的な減少における状況にあつて、予想を遙かに上回る歩留まり率となっていたことも手伝って、2004年度1.27、2005年度1.32、2006年度1.33、2007年度1.50、2008年度1.14、平均1.31と、2007年度まで入学定員を超える入学者数となっており、その結果、収容定員に対する在籍学生数比率についてもこれと連動して超過する状況となっていた。</p> <p>また、過去5年分の収容定員に対する在籍学生数の比率についても、国際政策文化学科においては、2004年度1.22、2005年度1.26、2006年度1.30、2007年度1.35、2008年度1.37、平均1.30となっており、過去数年の入学者数の著しい超過が影響し、適正な状態にはなく、少人数教育による教育の質を担保する上でも入学者数の適正な管理を含めた学生数の管理が課題となっていた。</p>
評価後の改善状況		<p>■理工学部 本指摘事項に関し、理工学部では、まずもって毎年の入学者を適正に管理することが収容定員における在籍学生数比率の適正化にも資する方策であると考え、「入学定員に対する入学者数の比率」が高くなるように、多面的な分析に基づく定員管理に努めてきた。具体的には、理工学部の合否委員会（各学科から主任教員1名を選出し、委員長は学部長が担当）において、過去の入学者データを基に手続率を予測する数値モデルを作成し、合格者数を決定している。その数値予測モデルは、毎年度、受験生の動向に関するデータ分析のほか、理工学部が影響を特に受けやすい国公立大学の入試動向を把握しつつ、手続率の条件を最新データに更新した上で、合否の判定作業を行っている。</p> <p>また、具体的な合否判定の手順としては、まず始めに特別入試(学校推薦等)での入学手続者(入学者の約30%)を確定し、残りの約70%の入学手続者を確定するため、競争的試験として実施している①大学入試センター試験利用入試(単独方式)、②大学入試センター試験利用入試(併用方式)、③一般入試の順に合格者を決定している。</p>

	<p>これらの合否判定の際には、①～③の併願者情報および②と③の試験会場（首都圏会場と地方会場）の手続率の相違に係る情報も手続率の判定条件に加え、合格者数を決定しており、これらの毎年度における入学者データ（手続率）の蓄積により、年々より精度の高い手続率の予測モデルを構築できている。</p> <p>その結果、理工学部における入学定員に対する入学者数の比率は、2010年度：1.02、2011年度：1.14、2012年度：1.20、2013年度：1.10と、各年度の学科別志願者数の増減により、手続率の予測がばらつき、予測値を超える学科が生じたことによる若干のばらつきはあるものの、概ね適正な状況となっている。これに伴い、収容定員に対する在籍学生数比率についても、2010年度：1.21、2011年度：1.21、2012年度：1.18、2013年度：1.16と、着実に適正な数値へと推移している。手続率の予測のばらつきに関しては、今後、理工学部入学者における入学形態別の志願度などを分析することなどにより、さらに改善させる余地があるが、理工学部として精緻な予測モデルの構築に努めることで、適切な定員管理に努めていく所存である。</p> <p>■総合政策学部</p> <p>本指摘事項に関し、総合政策学部では、入試合否委員会において適正な入学者確保に向けた各種の検討を行い、入学定員に対する入学者数比率の適正化と、収容定員に対する在籍学生数比率の安定化を指向している。入試合否委員会においては、当該年度における適正な定員管理を行う上で必要な合格基準について、①大学入試センター試験の傾向および全国的な受験生動向に係る情報収集、②他大学の入試日程、受験生の他大学併願状況の調査結果、③当該年度を含め過去5年分の入試形態ごとの各種数値（志願者数、受験者数、合格者数、合格最低点、倍率、入学手続者数、入学手続率）および修学延長者を含む在籍学生数比率を基にした合格最低点の妥当性の検証と、入学手続率予測など、毎年、多角的な観点からの分析と適正な合格者数の確保に向けた種々の検討を行っている。しかしながら、国際政策文化学科における入学定員に対する入学者数比率については、2010年度：1.25（学部全体：1.14）、2011年度：1.33（学部全体：1.21）、2012年度：1.30（学部全体：1.18）と、年度によって若干の差があるものの、依然として入学定員を大幅に超える入学者を受け入れる結果となっている。これに伴い、収容定員に対する在籍学生数の比率も2010年度：1.32（学部全体：1.17）、2011年度：1.27（学部全体：1.13）、2012年度：1.31（学部全体：1.15）と、大幅な超過が続く状況となっている。</p> <p>この要因としては、多様な入試制度の導入に伴い、年度によって試験方式毎の入学手続率に大きな差が発生す</p>
--	---

		<p>るなど、近年における入学手続率の予測が困難となっているほか、政策科学科および国際政策文化学科の双方に出願した受験生については、学科志願順位にかかわらず基本的に国際政策文化学科に入学手続を行う傾向が強いことが特に影響しているものと分析している。また、国際政策文化学科の入学定員が100名と比較的小さく設定されていることなどにも起因して、入学手続率の若干の読み違いが学生数比率の大きな誤差に繋がる結果となっている。総合政策学部においては、これらの状況について抜本的な改善を図るべく入試合否委員会において改めて検討を行い、入学者の質の担保を意識しつつ改めて合格最低点を見直したほか、過去4年分における日ごとの手続状況を比較するなどして、適正な入学者の受け入れに努めた。その結果、2013年度については、これまでとは大きく異なり、入学定員に対する入学者数比率を0.97（過去5年の平均：1.20）、収容定員に対する在籍学生数比率も1.25まで改善される等、定員超過が続いている状況に対する改善の一手を講じている。2013年度については、こちらが概ね意図した通りの入学者の受け入れとなったこともあり、結果的に数値は改善されることとなったが、毎年度の入学者数が多くなれば、必然的に在籍学生数も多くなることから、適正な学生数に落ち着かせるにはもう少し時間がかかるものと思料する。今後も可能な限り詳細な分析を入試合否委員会において行うことで、適正かつ安定的な定員管理に努めていく所存である。</p>
10	基準項目	学生の受け入れ
	指摘事項	<p>大学院研究科の収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期課程において、法学研究科では0.20、経済学研究科では0.50、総合政策研究科では0.39と低く、一方、博士後期課程において、商学研究科では3.27、総合政策研究科では2.30と高く、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>■ 法学研究科</p> <p>法学研究科博士前期課程における2008年度の収容定員に対する在籍学生数比率は0.20となっており、5専攻のいずれにおいても定員を満たしておらず、専攻毎の適正な入学者管理と定員の削減に向けた検討が課題となっていた。</p> <p>法学研究科としては、学部学生に対する広報活動や研究科独自の進学相談会の実施（2007年度は大学全体とは別に2回実施）など、学生確保に努めたが、法科大学院の発足に伴い、従来、博士前期課程においては修士論文執筆と並行して司法試験受験準備を行っていた学生が法科大学院に進学するようになったこと、国公立大学の大学院における定員管理の強化等も影響し、十分な入学者の確保には至らなかった。</p>

	<p>■経済学研究科</p> <p>評価当時においては、大学院進学を希望する学部学生や留学生が東京圏には相対的に多いこと、また端緒的ではあるが文系でも高度な専門知識を有する博士前期課程修了者を独自に処遇する企業が現れてきていることなど、一面では大学院志願者の獲得に有利な条件が存在してはいたものの、有力国公立大学の大学院による定員管理の強化等の要因により、他の私立大学と同様に本学学生が他大学院へ流出するなど、安定的な入学者の確保には困難な条件も生まれている状況にあった。</p> <p>そのような状況下において、経済学研究科では、2006年4月に博士前期課程の定員を100名から80名に削減するなど、適正な在籍学生数の管理に努めたが、博士前期課程の定員に対する在籍学生数の比率は、2008年度で0.50となっており、入学者の大部分を占める学部からの進学者と留学生では定員を満たしきれない状況にあった。そのため、2009年度からは、さらなる定員削減と、一専攻体制の下での3コース制の導入を志向し、在籍学生数の適正化を図ろうとしていた。</p> <p>■商学研究科</p> <p>商学研究科博士後期課程においては、研究テーマ・分野によっては3年間という学習期間での博士学位論文の完成が困難なものもあり、その結果、課程博士論文を提出せずに満期退学となる学生も少なからず存在したため、結果的に長期間在学する学生が増加する傾向が継続していた。そのため、収容定員に対する在籍学生数比率についても、2004年度：3.80、2005年度：3.93、2006年度：3.53、2007年度：3.20、2008年度：3.27と慢性的に大幅な超過となっており、適切な研究指導に基づく博士学位授与者の安定的な輩出を通じた在籍学生数の適正な管理が課題となっていた。</p> <p>■総合政策研究科</p> <p>総合政策研究科においては、博士前期課程、後期課程ともに社会人の受入れを行っているが、とりわけ研究科創設時には、他大学に先行していたことで、非常に多くの受験生があり、意欲あふれた学生を多く確保できていた。しかしながら、その後、不況の長期化、学問回帰層の一巡、同様の大学院の林立等、種々の環境変化によって社会人を中心に志願者が減少し、博士前期課程については、社会人特別入試において志願者ゼロの年度が連続する等、入学者の減少が顕著であった。また、これに伴い在籍学生数も減少し、収容定員に対する在籍学生数比率については、2004年度：1.06、2005年度：0.86、2006年度：0.61、2007年度：0.45、2008年度：0.39と減少傾向が著しくなっていた。</p> <p>他方で、博士後期課程の志願者については、すでに社</p>
--	--

	<p>会的な地位をある程度確立した社会人として学問的ステータスを向上させる傾向、あるいは国際社会に通用する人材として活躍するために博士学位を求める傾向があったことから社会人を中心に志願者が増加する傾向にあり、これに伴って在籍学生数が増加していた。加えて、博士後期課程においては、在籍学生の大半を占める社会人学生が本務との兼ね合いから3年間で博士論文を書き上げることが困難なケースが多く、それらの学生が修学延長をすることで結果的に収容定員に対する在籍学生数比率も著しく高くなることとなった。</p>
<p>評価後の改善状況</p>	<p>■ 法学研究科</p> <p>法学研究科の博士前期課程における収容定員に対する在籍学生数比率の改善については、2011年に収容定員を260名から146名に削減する等の対応を行ったものの、2013年度時点における在籍学生数は比率0.36となっており、十分な改善成果を得るには至っていない。</p> <p>同比率の適正化を図るにあたっては、入学者数の安定的な確保と、その前提となる志願者の獲得が必要となる。しかしながら、法学分野の各専攻においては、2004年度の法科大学院の開設に伴い、従来まで在学生の多くを占めていた法曹志望者および法律学に関する専門知識を有する高度専門職業人を目指す学生が激減したこと、さらには、その後においても、文系大学院出身者における課程修了後のキャリアパス形成が困難であること等の要因が影響して志願者の減少傾向が続いており、志願者の増加に向けた取組みについて、短期間で十分な成果を得ることは非常に困難な状況であると認識している。</p> <p>法学研究科ではこれまで、在籍学生数比率の改善に向け、前述の入学定員の削減のほか、主として志願者の拡大に向けた方策を講じてきた。具体的に、2010年度入試においては、一部専攻における入試科目の削減や、筆記試験と口頭試験の同日実施等の入試制度改革を行い、志願者がより受験しやすい環境づくりに努めた。その結果、前年度と比較して10%程度の志願者増加があったものの、その後も継続的な増加をみるには至っていない。</p> <p>そこで2013年度からは、本学法学部との連携のもと、学部在籍学生が早期から大学院での学びに触れることができる機会を創出し、もって法学研究科への入学意欲の喚起を目的とした取組みを開始したところである。具体的には、一定の学力水準を満たす学部4年生以上を対象に、学部在籍時から法学研究科の講義の履修を認め、修得した単位については、法学研究科の修了に必要な単位として認定する履修生制度を新設した。本制度については、学生に対する周知期間が1ヶ月程度と短かったため、今年度の制度利用者はいない状況であるが、今後は法学部の演習科目担当教員を通じ、成績優秀者への働きかけを積極的に行っていくこととしている。また、2013年度後期からは学部・大学院合併授業を5講座開講し、大学院</p>

	<p>レベルの高度な内容の授業を英語で実施することとなっており、現在は9月の履修登録に向け、法学部の演習科目担当教員を中心に学生への周知・広報に努めている状況である。</p> <p>しかしながら、本課題の改善にあたっては入学者数の確保のための取組みのみでは十分な成果を得ることは困難であることは法学研究科としても認識しているところである。法学研究科では、「法学研究科制度改革検討委員会」や各専攻に設置している「専攻会議」を中心に、短期的にはカリキュラム改革や研究指導体制の充実に向けた方策を通じ魅力ある研究科づくりをすすめるとともに、長期的には適正な収容定員のあり方や教育研究組織としての妥当性等の検証を行い、収容定員に対する在籍学生数比率の改善を含め、諸課題の改善に取り組んでいく所存である。</p> <p>■経済学研究科</p> <p>経済学研究科博士前期課程における収容定員に対する在籍学生数比率は、2010年度については前年度に実施した定員削減の効果もあり、0.76に改善されたが、その後、2011年度：0.67、2012年度：0.60、2013年度：0.63となっており、全体としては減少傾向が続いている状況である。また、根拠資料10-①において示す通り、志願者数、入学者数についても、2011年度以降減少傾向にある。</p> <p>経済学研究科では、定員の充足にあたって、まずもって質の高い学生の確保が課題であるとの認識に立ち、主として学生募集広報のあり方について継続的に検討を行い、学生数および志願者数の減少に対する改善方策を講じている状況である。</p> <p>学生募集広報の強化にあたっては、特に本学経済学部から学内選考入試を経て入学する学生の獲得に注力することとし、経済学部との連携のもと、2011年度から学部3年次終了時点において学内推薦の基準となるGPA水準に達している学生に対して、経済学部長・経済学研究科委員長連名の文書とパンフレットの送付を行い、成績優秀者層に対して経済学研究科への進学を呼びかけたほか、新4年生以上の全学生を対象に研究科独自のガイダンスを実施している。さらに、2014年度入試においては、学内選考入試の出願期間を従来より延長し、より出願しやすい期間設定に変更する予定となっている。</p> <p>他方で、他大学出身者を対象とした学生募集活動についても、従来積極的な募集を行ってこなかった税理士試験における「学位による試験科目免除」を視野に入れた学生の獲得に向け、当該分野について指導可能な教員を積極的に進学相談会等に派遣するなどの対応を強化し、新たな志願者層の開拓に努めている。</p> <p>これらの取組みの結果、2013年度入試における志願者数は微増となったが、その一方で合格者における学力水</p>
--	---

	<p>準の維持を重視したことから、合格者数は前年度と比較すると減少する結果となり、現状においては十分な成果を得るには至っていない。</p> <p>文系大学院を取り巻く厳しい社会情勢や、国公立大学における定員管理の強化の影響等もあり、短期間に状況を是正することは極めて困難な状況ではあるが、経済学研究科では、前述のような学生募集活動における取組みを継続するとともに、研究科として提供する教育研究プログラムの質的向上や修了予定者に対するキャリア支援強化等の複合的な方策を通じて、志願者の拡大とそのレベル向上を図りつつ、在籍学生数比率の改善に努めていく所存である。</p> <p>■ 商学研究科</p> <p>商学研究科では、課程博士論文を提出せずに満期退学となる学生が減少したこと、研究テーマ・分野によっては、3年間で博士学位論文を完成することが非常に困難で、結果、長期間在学する学生が増えていることが博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が高くなってきている原因であると考え、適切な研究指導に基づく博士学位授与者の安定的な輩出を通じた在籍学生数の適正な管理を志向すべく、研究科委員会において検討を重ねてきた。検討にあたっては、2003年度に制度化した「博士学位論文事前指導・審査委員会」を機能させるべく、まずは、当該委員会の運営に関する専任教員間での共通認識を醸成することを目的に、研究科委員長を中心に議論・周知を行ったほか、学生に対しては、当該制度を含めた学位授与に至るまでのプロセスについて履修要項に明示したり、指導教員から個別にアナウンスするなど、その周知・徹底を図ってきた。</p> <p>その結果、毎年少しずつではあるが、一定の割合で博士学位授与者を輩出することができており、これに伴い長期間に亘って滞留する学生の数も減少してきている。また、国公立大学における定員管理の強化に伴う志願者の減少や博士後期課程修了後における就職先の確保の困難さ等の要因が影響して、博士後期課程の入学者についても、近年、減少する傾向にあり、それらが相互に作用して、博士後期課程における収容定員に対する在籍学生数の比率も、2010年度：2.27、2011年度：2.27、2012年度：2.07、2013年度：1.67と、未だ定員超過の状況はあるものの、指摘を受けた際の状況と比較すると毎年少しずつではあるが改善がなされてきている状況である。</p> <p>また、商学研究科においては、2013年度から博士学位授与者を早期に輩出することを目的として博士学位論文事前指導・審査委員会の制度変更を行い、博士学位申請に至るまでの業績についてポイント評価し、学位にふさわしい研究の基準を明示するなど、これまで以上に博士後期課程における学位授与に至るまでのプロセスの明確</p>
--	---

	<p>化に努めている。ただし、制度移行期間である 2013 年度および 2014 年度については、これまでの制度と並行して運用することとしているため、制度変更による成果についてはすぐに検証することは困難な側面がある。しかしながら、本制度の移行に伴って中長期のスパンにおいて学位授与数が増加し、これにより在籍学生数比率の改善も図られるものと思料する。今後も研究科として適切な入学者の受け入れと、安定的な学位授与者の輩出により、適正な定員管理に努めていく所存である。</p> <p>■総合政策研究科</p> <p>本指摘事項について、総合政策研究科では、博士前期課程および博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率の状況を真摯に受け止め、博士前期課程については、学生募集活動の強化と入試制度改革を進めて入学者の確保に努めること、博士後期課程については、博士学位論文取得に向けた適切な指導を通じて安定的に学位授与者を輩出することで、改善に努めている状況である。</p> <p>具体的な状況として、博士前期課程における収容定員に対する在籍学生数比率については、多様な入試改革や募集活動に努めることで、その前提となる入学者の安定的な確保に努めているところである。しかしながら、収容定員に対する在籍学生数比率は、2010 年度：0.39、2011 年度：0.31、2012 年度：0.24、2013 年度：0.28 と、さらに悪化する傾向が続いている状況である。一方で、博士後期課程については、入学者が若干減少したことや、これまでも継続的に行ってきた博士学位論文取得に向けた指導に基づく学位取得者が増加することで、収容定員に対する在籍学生数比率も 2010 年度：1.73、2011 年度：1.77、2012 年度 1.63、2013 年度：1.50 と、未だ若干多い状況ではあるが、着実に改善がなされてきている状況である。</p> <p>博士前期課程の入学者確保に向けては、まず、優秀な外国人留学生の確保を目的とした入試制度改革として、2010 年度から中国（北京）での現地入学試験を新設している。本入試においては、中国 211 工程などからの優秀な学生を確保できたものの、中国現地における学生募集の中核を担う代理店の広報活動が不十分であったことにも起因して、入学者は 3 年間でそれぞれ 2010 年度：3 名、2011 年度：2 名、2012 年度：1 名と計 6 名に留まり、量的な確保には繋がらなかった。本入試については、3 年間での実績を検証し費用対効果が悪いと判断したため、2013 年度より中止することを決定しており、現在は、これを外国人留学生に対する AO 入試に切り替える方向で、研究科委員長会議の下に設置したワーキンググループにおいて検討を進めているところである。</p> <p>また、外国人留学生に対する募集広報活動については、総合政策研究科の専任教員が日本語学校での説明会を行</p>
--	---

		<p>うことなどして志願者の確保に努めている状況であり、この結果、外国人留学生の入学者は2012年度：1名だったものが2013年度：6名に増加し、これに伴い研究科総体としての入学者も2012年度：5名から2013年度：12名にまで増加するなどの実績に結びついている。</p> <p>一方、日本人学生の確保を含めた全般的な入試改革に関しては、2014年度の入試から一般・社会人・外国人留学生入試について、小論文問題を共通化しあらかじめ入試要項に掲載し、問題発見や課題設定能力、総合政策的アプローチなど汎用的な能力を見ることがしている。この変更は、総合政策研究科における研究活動が学際的分野を対象とすることに付随して、志願者のバックグラウンドとなる学術分野も多様となっており、これまでの小論文の出題の傾向によっては受験生間に有利・不利が生じる可能性があったことについて、これらの問題点の解消を図ることを目的として行ったものであるが、今後の志願者の増加にも繋がる施策であると考えている。このほか、学内からの進学者の一層の確保に繋げるため、学内選考入試に関し、2014年度から出願要件に「学部における教育・研究活動が顕著で、指導を希望する教授の推薦があること」を付加し、門戸を広げるための施策を講じている。</p> <p>このように、博士前期課程については、多様な入試制度改革や募集活動に努めることで、その前提となる入学者の安定的な確保に努めているところであるが、今後はこれらの改革に伴う入学者数の推移を見たうえで、なお大幅な改善が認められない場合には、研究科委員会で定員削減を含む抜本的な改革を視野に入れた検討を行っていく予定である。なお、博士後期課程については、今後も、安定的な入学者の確保に努めつつ、適切な指導に基づく安定的な学位授与者数の輩出を通じて、適正な定員管理に努めていく所存である。</p>
11	<p>基準項目</p> <p>指摘事項</p> <p>評価当時の状況</p>	<p>研究環境</p> <p>法学部・法学研究科に所属する専任教員は、授業・委員会業務などの負担が多く研究時間を圧迫し、論文発表数・学会発表数が減少傾向にあるので、研究時間の十分な確保への配慮が必要である。</p> <p>法学部の専任教員について、2004～2006年度における平均論文発表件数は0.84、国内外の学会における平均発表数は0.16と低く、経年で見た場合でも減少傾向となっており、研究活動が活発な状況とはなっていなかった。</p> <p>研究活動の活性化に向けて、法学部では、専任教員の研究成果を発表する『法学新報』の年間刊行計画を立てるため、専任教員に対する論文登載に向けたアンケート調査を実施していたほか、専任教員の研究活動等の阻害要因の一つである学部内業務について、担当授業科目の割り当てや各種委員会委員の担当等に係る学内行政の分</p>

		<p>担において、一部の教員に過重な負担が集中しないように一定の配慮を行っていた。しかしながら、教員の本学における教育研究活動をはじめとする諸活動におけるエフォート管理を組織的に行うまでには至っておらず、教員の学部運営に係る業務負担の見直しをはじめ、教員の諸活動における適切な時間管理等の仕組みについて検証・検討を行うことが課題となっていた。</p>
	<p>評価後の改善状況</p>	<p>本指摘事項については、本学の法学研究科は基礎となる法学部に所属する専任教員が兼務する形態を採っていることから、主として法学部が対応を行ってきたため、以下、法学部での対応経過について記述する。</p> <p>法学部では、2010年4月に学部長および学部長補佐が中心となり、前期法学部改革委員会からの継続審議事項、学部長が志向する改革の方向性のほか、自己点検・評価結果および2009年度機関別認証評価結果において指摘された助言事項をもとに、改善が必要とされる事項等の抽出・整理を行い、法学部が今後取り組むべき喫緊の検討課題を取り纏めた。この中で、本指摘事項への対応については、まずは「学部内委員会の整理・統合」を実現することで、学部内の意思決定のスピード化を図るとともに、加重となっている教員負担の軽減と負担の平準化を目指すこととし、具体的な審議にあたっては、学部長の諮問機関である法学部改革委員会(以下「改革委員会」)が、2011年12月末までを期限として検討を行うこととなった。</p> <p>改革委員会では2010年4月30日以降、計25回の会議を開き、このうち、「学部内委員会の整理・統合」に関する検討については、10回にわたる審議を行っている。</p> <p>まず、改革委員会では法学部委員会組織の問題点として以下の6項目を確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 委員会が細分化されており、かつ委員会組織の全体像が明示不可能なほど複雑化している。 2) 役割が重複している、反対に検討機関が存在しないため、まずはどこで議論すべきかということの判断が必要となる。 3) 教務全般、人事計画を所管する委員会が存在しない。 4) 教員によって委員会負担が著しく異なる。 5) 所管任務が曖昧な委員会がある。 6) 実質的に機能していない委員会がある。 <p>次に、再編のポイントとして、①「現行の委員会を、役割・機能に応じて5つの分野系委員会(人事、教務、入試広報、学生支援、研究・教育支援)に再編する。ただし、現行委員会で分野系委員会にあてはまらない任務を有する委員会は、独立系委員会として個別設置する。」、②「学科ごとに検討する委員会(学科運営委員会)と、検討課題に応じて学部共通に検討する委員会が混在し、かつその役割が明確でないため、意思決定にあたり多く</p>

		<p>の時間を費やしていたことから、学科ごとに設置している学科運営員会を廃止する。」の2点を柱に、各委員会の任務・権限の整理を行うこととした。その上で、現有の専任教員数をもとに、委員会ごとの必要人員、選出方法等、多様な側面からシミュレートを行い、最終的に4つの分野系委員会を中心とした学部内委員会組織を構築し、それぞれの委員会の役割、意思決定のプロセスを明確にした委員会再編提案を「改革委員会審議結果報告」として取り纏めた。</p> <p>本提案は2011年3月31日に学部長に提出された後、学部長提案として教授会に上程され、以後3回にわたる教授会協議、審議を経て、2011年7月15日教授会において承認された。これにより、学部内委員会は2008年度当時40であったものが26に整理・統合されることとなった。その結果、2012年度における専任教員の学部内各種委員会所属数の平均は3.17（最多：13、最少：0）となり、2008年度の5.2（最多：22、最少：0）と比べ、教員の委員会所属数が大幅に削減された。</p> <p>今回の委員会再編は、2012年度から実行したものであり、教員負担の削減方策として適切であったのか、また、効果的であったとした際に、削減された時間が研究時間として確保されたか、さらにはその結果として研究成果にどのような影響をもたらしたかといった成果について明確に検証をおこなう段階には至っていない。しかしながら、一部には公益財団法人や民間企業など複数の機関から研究費を受託し、その成果を積極的に発信する動きがみられるなど、研究活動の活性化に向けた取組みが少しずつではあるが見られるようになっている。今後は、本再編に係る成果の検証に努めるとともに、引き続き教員の研究活動の活性化に繋がるような各種情報の積極的な配信をはじめとする研究活動の支援のあり方についての検討を進め、本課題の解消に努めていく所存である。</p>
12	<p>基準項目</p> <p>指摘事項</p> <p>評価当時の状況</p>	<p>教員組織</p> <p>文学部の専任教員1人あたりの学生数は、日本史学専攻は67.3名、社会学専攻は69.5名、社会情報学専攻は63.2名と多い。また、文学部全体で見ても、45.2名と多い。卒業論文を必修としていることを考えると、十分な指導が行える状況にあるとはいえないので、改善が望まれる。</p> <p>文学部における2008年5月1日現在の在籍学生数は修学延長者を含めて4,380名であり、専任教員1人あたりの学生数は、45.2名となっていた。また、専任教員1人あたりの専攻別学生数は各専攻の事情（資格課程や語学教育への関与など）によって多少のばらつきはあるが、日本史学専攻は67.3名、社会学専攻は69.5名、社会情報学専攻は63.2名と多くなっており、各専攻における適切な入学者数の管理も課題となる一方で、卒業論文等の</p>

		<p>十全な指導をはじめ、学生1人あたりに対する教育効果の向上を図るうえで当該専攻および学部全体としてこれを改善する必要があった。</p>
	評価後の改善状況	<p>文学部の専任教員1人あたりの学生数については、入学者が入学定員を大幅に上回ることはないよう入試における合否判定の精度向上に努めた結果、2013年5月1日現在で日本史学専攻56.9名、社会学専攻66.2名、社会情報学専攻61.5名、文学部全体としては42.2名となっており、評価当時の状況と比してわずかではあるが改善傾向にある。これを抜本的に改善するためには専任教員数の増加が必要であるが、財政上の制約等の要因により、実現には課題が多いと考えている。</p> <p>日本史学専攻については、専任教員1人あたりが担当する卒業論文指導学生数は根拠資料12-②に示す通り、学生の興味関心によりばらつきはあるものの、概ね20名前後となっている。また、卒業論文の作成にあたっては、各専攻に配置された共同研究室室員が資料・文献についてアドバイスをを行う等の支援を行っており、学習支援の一端を担っている状況である。</p> <p>社会学専攻および社会情報学専攻については、3・4年次の演習科目（ゼミ）における学習・研究テーマを卒業論文の作成を通じて深化させることを重視していることから、専任教員に加えて3・4年次配当の「社会学演習」「社会情報学演習」を担当する兼任講師（非常勤講師）についても卒業論文指導を担当できることとしており、兼任教員を含めた教員1人あたりが担当する卒業論文指導学生数は、社会学専攻が平均10.0名、社会情報学専攻が平均9.3名程度となっている。また、「調査実習」、「情報処理実習」等、実習を伴う科目については、必要に応じてTAを配置し、文学部が掲げるきめ細かな教育を実践するにあたって必要な配慮を行っている。</p> <p>以上の通り、上記3専攻については、それぞれの専門分野ならびに学習指導方針等に基づく柔軟な対応を行っているものの、専任教員1人あたりの学生数が恒常的に過多となっている状況は、きめ細かな教育の実践や専任教員における教育指導上の負担等の観点から望ましいとはいえ、継続的に改善努力が必要であると認識している。文学部においては、今後も入試における合否判定の精度向上に引き続き努めていくと同時に、専攻毎の学生数および教員数の適正な水準についても検討を行っていく所存である。なお、文学部では2012年度にカリキュラム改正を行っており、社会学専攻および社会情報学専攻を含む一部の専攻については、卒業論文を必修科目から選択必修科目に変更している。</p>
13	基準項目	教員組織
	指摘事項	専任教員の年齢構成に関しては、61～70歳の比率が、経

	<p>経済学部で36.6%、商学部で36.3%と高い。また、51～60歳の比率が、経済学部で35.5%と高いので、今後の教員採用計画などにおいて、全体的バランスを保つよう改善の努力が望まれる。</p>
評価当時の状況	<p>■経済学部</p> <p>2008年5月1日現在における経済学部専任教員の年齢構成比率は、61～70歳が36.6%、51～60歳が35.5%と高い一方で、41～50歳が18.3%、40歳未満が9.7%と低くなっており、年齢構成のバランスが著しく偏っている状況にあった。本学においては、専任教員を任用した場合、任期の定めなく任用することが「中央大学専任教員規程」（第3章第4条3項）において規定されており、かつ、経済学部における教育の質を担保するにあたっては、雇用しようとする人材の教育研究活動上の業績を重視していることから、結果的に専任教員における年齢バランスが高年齢層に偏る結果となっていた。</p> <p>■商学部</p> <p>2008年5月1日現在の商学部専任教員100名の年齢別分布は60代が全体の37名（36.3%）を占めており、以下50代28名（27.5%）、40代21名（20.6%）、30代16名（15.6%）となっており、教員組織の年齢構成からすると60代の教員が全体の36.3%を占め圧倒的に多い。現在の専任教員数及び採用・雇用制度を前提とするならば、今後10年以内に現在の商学部教員の約4割が入れ代わり、同時期に多数の教員採用人事が行われる可能性がある。そのことを踏まえ引き続き、商学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的を達成できるような年齢構成を目指す必要がある。（中央大学自己点検・評価報告書2008 P.1295）</p>
評価後の改善状況	<p>■経済学部</p> <p>経済学部においては、専任教員における年齢構成比率の適正化に配慮した採用の実施や任期制助教制度による若手専任教員の積極的かつ継続的な採用に取り組んだ結果、2013年5月1日時点での年齢構成比率は、40歳以下が17.3%、41～50歳が21.4%、51～60歳が28.6%、61歳以上が32.%となっており、61歳以上の比率が幾分高いものの、概ね適正な水準に改善されている。</p> <p>経済学部における専任教員の採用プロセスは、カリキュラムや中期的な教員組織構成、各科目部門の状況等を勘案しながら学部長が当該年度の専任教員人事にかかる基本方針と採用計画を提示し、「研究・教育問題に関する経済学部委員会」、教授会での審議・承認を経たのち、学部教授会が主体となって候補者の募集を行い、業績審査委員会における審査結果を参考としながら採用者を決定する仕組みとなっている。専任教員の採用計画策定に際しては、「授業科目担当者の部門、分野の構成員の世代配分及び身分配分の均衡を図る」ことを「経済学部専任教</p>

	<p>員採用計画策定手続内規」で規定し、これまでも配慮を行ってきたところであるが、自己点検・評価結果ならびに2009年度機関別認証評価結果における指摘をふまえ、当該年度における人事の基本方針において専任教員の平均年齢の引き下げに留意することを特に明記することで、採用にあたっては候補者の教育研究業績を最重要視するものの、学部としての方針が着実に反映されるよう配慮を行ってきた。また、経済学部では、後継者育成を通じた学部教育の質の維持・向上と、本学大学院経済学研究科の学生のキャリアパス支援に資することを目的とする任期制助教制度を2007年度から運用し、2008年度以降、若手研究者を継続的に任用してきたところである。以上の取組みの結果、過去3年間に採用した新任教員の年齢は、2011年度が30歳台4名、50歳台1名、2012年度は30歳台5名、40歳台3名・50歳台1名、60歳台1名、2013年度30歳台5名、40歳台3名、50歳台1名、60歳台1名となっており、若手専任教員の任用が継続的になされたこともあって、専任教員における年齢構成比率の適正化が促進されている。</p> <p>他方で、専任教員の採用に際しては、本学における教育研究の質のさらなる向上を図ることを念頭に候補者の有する教育研究業績をまずもって重視しており、結果的に年齢が高い層を中心に採用することとなる可能性があることや、本学の専任教員規程においては、専任教員は任期の定めなく任用することが定められていることから、長期にわたってバランスのとれた年齢構成比率を維持することには困難な面も有しているが、今後も中長期的な視点による計画的な専任教員採用に努めることで、教員組織の年齢構成に配慮しつつ、安定的で質の高い学部教育の提供に努めていく所存である。</p> <p>■商学部</p> <p>商学部では、学部の掲げる理念・教育目標や人材養成目的の具現・達成にあたって、学生に対して提供する教育の質を安定的かつ継続的に保証していくことが必要であるという観点から、専任教員における年齢構成バランスの適正化に充分留意した教員組織編成を行っていく必要があると認識しており、これまで継続的に専任教員の採用プロセス、任期付き教員の採用等に関し改善策を講じている。</p> <p>具体的に、専任教員の採用にあたっては、「専任教員採用に関する委員会」において、授業科目の分野別に構成されている6つの部会から提出された採用申請書を検討し専任教員採用計画を策定している。部会に対して採用申請を依頼する際には、①「商学部専任教員採用に関する基礎データ」を示す、②採用計画策定要領に「中長期を見据えた適正人数、中長期を見据えた年齢構成を検討の視点とする」よう示す、ことなどにより、年齢構成を</p>
--	--

		<p>考慮した採用申請書を作成するよう促している。また、2012年度からは、従来、部会の中だけで行われていた専任教員の採用選考について、採用科目ごとに選考委員会を設置し、各委員会に学部長補佐が委員として加わることで、年齢構成を考慮した採用が実際に行われるよう注視している。</p> <p>また、任期付き教員の採用等に関しては、「採用の5年以内に博士学位を取得した者」という条件を付けて、2011年度から任期制助教を採用（2011年度：2名、2013年度：2名）しているほか、2012年度には「専任教員に関する内規」を制定し、産業界で活躍する中堅や、教歴・研究歴が長く業績も多くあるベテランを専任教員として採用できる環境を整備している（2014年度に1名を採用予定）。</p> <p>ただし、2013年5月1日現在の商学部専任教員における61～70歳の比率は37.5%となっており、評価当時における36.3%よりも1.2ポイント高い状況となっている。これは、①本学の専任教員の定年が70歳であること、②本学専任教員規程に「教員の任用は、任期の定めなく任用する。」と定められていること、③採用にあたっては年齢のほか、教育研究業績や専門分野に係る実務経験等をもとに総合的に判断をしているが、全般的な傾向として相対的に高い年齢層に偏って専任教員を採用していたこと、などの理由により、今まさに多くの専任教員が高齢化し今後10年の間に相当数の教員が定年退職を迎える時期にきてしまっていることによるものである。しかし、前述の取組みの結果、2012年度（着任は2013年度）における採用者全員が40代前半の年齢となるなど、少しずつではあるが年齢構成バランスの安定化に向けた各種の取組みが機能し始めてきている状況である。今後もこれらの取組みを継続することにより年齢構成バランスのとれた教員組織編成を行っていきたいと考えている。</p> <p>なお、商学部としては前述の改善策を継続し、10年後には61～70歳の専任教員の比率は全体の約20%になることを想定している（根拠：2023年5月1日現在の61～70歳の教員数21人、総教員数100人として試算）。</p>
14	基準項目	施設・設備
	指摘事項	後楽園キャンパスは、公共政策研究科の大学院学生専用の研究室が整備されていないため、学生の学習環境を整備するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	2008年度当時、公共政策研究科は月・水・土曜を後楽園キャンパスで、他の曜日は多摩キャンパスで授業を実施していたことから、多摩キャンパスならびに後楽園キャンパス双方に教育研究のための施設を有していた。多摩キャンパスは、2号館4・5・6階に講義室が合わせて22室、7号館に学生共同研究室として1室を整備し、後楽園キャンパスについては3号館の11・13階の教室を

		<p>合わせて 11 室を使用することが可能となっていたが、一部の教室および学生共同研究室、ロッカー室等は戦略経営研究科との共有施設であり、双方の授業が多く開講される曜日・時間帯については、これら施設の利用が集中する等の状況が生じていたことから、学生の学修環境の一層の整備が求められていた。</p>
評価後の改善状況		<p>公共政策研究科については、2009 年度に本学が、利便性の高い新宿区市谷田町において「市ヶ谷田町ビル（現：市ヶ谷田町キャンパス）」を取得したことを機に、これまでの多摩キャンパスと後楽園キャンパスとを併用して授業を実施するスタイルを解消するとともに、より充実した学修環境における研究科の更なる飛躍を企図して、2010 年度よりその拠点を当該施設に変更した。</p> <p>市ヶ谷田町キャンパスは、ICT 設備をはじめ、企業や官公庁等との連携を図る上で必要な施設・設備が整った地上 15 階、地下 1 階の建物であり、2010 年度における公共政策研究科の市ヶ谷田町キャンパスへの拠点変更に際しては、併せて当該施設に完全移転する国際会計研究科と連携しながら、授業の形態や実施方法、各授業の履修者数の規模等を勘案し、学生生活の場の確保や教室サイズの適正化も含めて、これまで以上に公共政策研究科における教育効果を引き出すための施設・設備の整備を行っている。</p> <p>市ヶ谷田町キャンパスにおける具体的な学習環境としては、最も大きい教室が 48 名収容、最も部屋数の多いサイズの教室において 18 名収容と、各授業の履修者数を十分に勘案した教室サイズとし、双方向型の授業を実現するための教室整備を行っている。また、学生専用の研究室については、12 階に 2 部屋（1206 号室および 1207 号室）を整備し、それぞれ 6 名、8 名の学生が個別のキャレールで学習できるような部屋となっている。これに加えて、8、9 階には、学生用のロッカー 144 名分、3 階には談話室として、30 名規模の学生が入室でき、飲食を含め、対話できるような部屋も用意しているほか、ミーティングルームやコモンズを設置し、学生の要望にあわせてミーティングやディスカッションに使用することが可能となっている。</p> <p>さらに、情報環境としては 2 階に PC 自習室として 40 名規模の部屋を整備しているほか、ノート型 PC の貸し出しを行っている。また、学生が個人で持ち込んだ PC についても、学内無線 LAN を通じたインターネット接続が可能となっているなど、学生における情報環境も充実したものとなっている。</p> <p>以上の通り、市ヶ谷田町キャンパスに拠点を移したことで、公共政策研究科の教育研究環境は十全なものとなっているが、今後も教員・学生の要望等を勘案しながら、公共政策研究科の教育理念・目標の達成に必要な施設・設備の整備を行っていく所存である。</p>

2. 勧告について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	学生の受け入れ
	指摘事項	理工学部において、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.26 と高いので、是正されたい。
	評価当時の状況	本項目に係る対応状況については、助言事項No.9において説明している内容に含まれているため、同項目の内容をご参照頂きたい。
	評価後の改善状況	